

様式外1

○工事請負業者の指名停止状況

※指名停止期間中のものを掲載しております。

No.	商号又は名称	本店所在地 区分	指名停止期間			指名停止措置要件該当項目等	指名停止理由
1	明光技研株式会社	市外	12か月	R7.3.5	R8.3.4	山形市上下水道部工事請負業者指名停止要綱別表第2(6)競売入札妨害又は談合	明光技研株式会社の代表取締役は、高畠町が発注した「川合橋外橋梁補修設計業務」において、同町職員から不当に価格情報を得て、入札の公正を害したとして、令和7年2月16日、公契約関係競売等妨害の容疑により山形県警に逮捕された。
2	株式会社中央技術コンサルタンツ	県外	6か月	R7.8.1	R8.1.31	山形市上下水道部工事請負業者指名停止要綱別表第2(5)競売入札妨害又は談合	株式会社中央技術コンサルタンツの東北支店長は、宮城県気仙沼市が発注した道路設計業務において、同市職員から不当に価格情報を得て、入札の公正を害したとして、令和7年7月21日に公契約関係競売等妨害の容疑により宮城県警に逮捕された。
3	新明和工業株式会社	県外	3か月	R7.10.14	R8.1.13	山形市上下水道部工事請負業者指名停止要綱別表第2(3)独占禁止法違反行為	新明和工業株式会社は、特定特装車の販売価格の引上げ等について他社と情報交換により、特定特装車製品の販売価格を引き上げることを合意するなど、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年9月24日に公正取引委員会から公表を受けた。